

COVID-19(新型コロナウイルス)感染症流行下における 土砂災害先見調査、緊急調査団による調査時の留意点

○本留意事項は、道内で土砂災害発生・拡大の危険が高まっているときあるいは発生したのちに、(公社)砂防学会特別災害対応委員会規程第5条、6条に定める先見調査、土砂災害緊急調査B委員会、土砂災害緊急調査C委員会の設置後に派遣される土砂災害緊急調査団が留意すべき事項とする。ただし、道内の土砂災害Aに対して設置された土砂災害緊急調査A委員会設置後に派遣される土砂災害緊急調査団の留意点としても適用できる。

○土砂災害緊急調査団への参加者は、支部会員の意思と支部会員の所属先機関の取り決めに踏まえたうえで、支部役員の合意のもとに選定する。

※公社団法人砂防学会 特別災害対応委員会規程(平成28年8月3日から適用)第5条、6条

(土砂災害緊急調査委員会)

第5条 特別災害対応委員会は、この委員会の目的を達成するため、土砂災害緊急調査委員会を設置して災害調査に当たる。

2. 特別災害対応委員会は、土砂災害緊急調査委員会を設置するに際して先遣調査を行うことができる。

3. 土砂災害緊急調査委員会は、特別災害対応委員会が土砂災害の広域性・重大性等を総合的に判断して、きわめて重大な災害の場合には「土砂災害緊急調査A委員会」に、重大な災害の場合には「土砂災害緊急調査B委員会」に、地域的な災害の場合には「土砂災害緊急調査C委員会」に分類される。

(委員会)

第6条 土砂災害緊急調査委員会の委員長は次に定めた者が当たり、特別災害対応委員会の承認を経て委員会を構成し、調査に当たる。

(1) 土砂災害緊急調査A委員会は、会長が委員長に、副会長と当該ブロックの支部長が副委員長に当たるものとする。

(2) 土砂災害緊急調査B委員会は、当該ブロックの支部長が委員長に、副会長1名が副委員長に当たるものとする。

(3) 土砂災害緊急調査C委員会は、当該ブロックの支部長が委員長に当たるものとする。

2 委員長は、特別災害対応委員会の承認を経て土砂災害緊急調査団を構成し、調査に当たる。

1. 事前準備(出発前)

- ・情報収集に際しては原則対面では行わず、電話またはオンライン会議を活用する。また、関係データの授受および関係資料の借用・返却は、データ便や郵送で行う。
- ・被災地までの経路上および被災地周辺における新型コロナウイルス感染症の発症状況に関する情報を収集し、調査参加者に共有する。
- ・調査時にケガをした場合等に備え、被災地周辺の医療機関を選定しておく。その際、医療従事者の負担軽減の観点から、被災地周辺の感染症指定医療機関および新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関での受診は極力避けるよう努める。
- ・車を使用する場合は、車内が三密状態とならないよう事前に配車計画(車の乗車人数、レンタカー借り上

げなど)を立てる。被災地の状況を考慮し、地域の諸活動や住民生活、関係機関による復旧工事などの支障とならない様、使用する車の数は必要最小限とする。

- ・マスク着用で多少なりとも吸入酸素量が低下し、普段より体力を使って疲労しやすいことが懸念されるため、移動時、調査コースに途中休憩を含めるなど、余裕のある行程を考慮する。
- ・出発前に、各自、必要な数のマスク、防塵ゴーグル、使い捨てゴム手、除菌スプレー若くは除菌シートを準備する。
- ・調査団は、できるかぎり、現場に近く日帰り調査が可能な参加者で構成する(宿泊施設等における三密を避けるため)。
- ・宿泊を伴う場合はシングルルームを予約・利用する。また、体温計を携帯するなどして二日目以降も検温できる体制をとる。

※三密とは、

- 1.密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、
- 2.密集場所(多くの人々が密集している)、
- 3.密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

という3つの条件が同時に重なる場

(厚生労働省 HP より引用・加筆:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html)

※調査中の安全を守るために、以下の情報を可能な範囲で適用することも、事前に検討しておくとい。

統合幕僚監部 「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

2. 被災地への出発・移動時

- ・調査参加者は出発前に検温する。
- ・調査参加者は体調を相互に確認しておく。感染が疑われる者(出発数日前の発熱、頭痛、倦怠感、味覚障害等の自覚症がある者等)は現地調査への参加は認めない。
- ・車内では三密状態とならない様、十分に気を付ける(例えば、窓を開放する、助手席には座らない等、隣り合って座らない、車内では必ずマスクを着用する、不要な会話はしないなど)。
- ・北海道大学広域複合災害研究センターの車両を使用した場合は、返却時にハンドルやドアノブなどを必ず消毒する。
- ・調査参加者が感染を危惧し車での移動を拒否した場合かつ公共交通機関により調査地に行ける場合(多少の徒歩を伴う場合も含む)は、調査参加者は公共交通機関での移動、現地集合、現地解散とする。

3. 現地調査時

- ・調査参加者は現地での作業に必要な最小限の人数とする。現地調査時にヒアリング等の調査を行うことは極力避けるべきであるが、どうしても必要である場合は、必ずマスクを着用し、できるだけ近接での対話を避ける。
- ・現地で近接した作業が必要な場合は必ずマスクを着用する。
- ・調査道具(長靴やヘルメットあるいはポールや箱尺)等を貸し借り、共有使用する際には、汗等による感染を防ぐため、よく乾燥や消毒を行って使用する。
- ・定期的に水分補給し、喉の乾燥を防ぐ。
- ・昼食等はなるべく屋外(車外)で取る。また、互いに2m以上離れて食べる。
- ・現地調査終了後は、最寄りの手洗い場に寄り、手指の洗浄、うがいをする。
- ・感染者が出たために関係部局への事後連絡と情報共有をしなければならないことを想定し、調査日時、調査参加者名簿、車の乗車時間、主な移動経路、主な調査行動の内容などは、調査参加者および支部事務局で共有する。

4. 現地調査終了後

- ・現地調査終了時から2週間以内に体調の変化(発熱, 頭痛, 倦怠感, 味覚障害等)があった場合の対応は, 調査参加者の所属機関の指示による。支部事務局に報告いただき, 情報の厳重なる管理のもとに支部役員で共有をはかる。
- ・地元組長, 関係部局への調査報告は原則対面では実施せず, 電話やオンライン会議を活用する。やむを得ず対面を実施する場合は, 最小限の人数が参加し, 必ずマスクを着用する。
- ・調査報告会の開催は, 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって判断する。会場開催が難しいと判断される場合は, オンライン開催とする。会場開催とする場合も三密状態とならないように配慮する。

以上